

武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例（平成30年3月武蔵野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(対象者)</p> <p>第3条 一時保育事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「対象乳児等」という。）の保護者であって、規則で定める事由により家庭において保育を行うことが一時的に困難であるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当することについての同法第20条第4項に規定する支給認定を受けている保護者に係る乳児又は幼児にあつては、現に保育所若しくは認定こども園に在籍しておらず、又は家庭的保育事業等を利用していないこと。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 一時保育事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「対象乳児等」という。）の保護者であって、規則で定める事由により家庭において保育を行うことが一時的に困難であるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当することについての同法第20条第4項に規定する支給認定を受けている保護者に係る乳児又は幼児にあつては、現に保育所若しくは認定こども園に在籍しておらず、又は家庭的保育事業等を利用していないこと。</p>	<p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年

法律第76号)の施行による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、所要の改正をするものである。